

平成26年度第2回庄内町固定資産評価審査委員会調書

日 時 平成26年8月27日（水）午前10時15分から午前11時30分まで

場 所 庄内町役場 第2会議室

出席者 固定資産評価審査委員会委員 佐藤 成彦
固定資産評価審査委員会委員 松浦 一宇
固定資産評価審査委員会委員 富樫 俊
固定資産評価審査委員会書記 樋渡 満

説明員 庄内町税務町民課長 佐藤 繁
庄内町税務町民課資産税係長 成田 英樹
庄内町税務町民課資産税係主任 長南 邦

1 協 議

(1) 開 会

成田説明員 それでは、平成26年度第2回庄内町固定資産評価審査委員会を始めます。
税務町民課長が挨拶いたします。

(2) 挨 拶

税務町民課長 固定資産の評価は、中々専門的な分野になりますので納税義務者の方々にとっては理解しがたいところがございますが、来庁される場合又は電話対応なり懇切丁寧にご説明申し上げるようにしているわけでありまして。また以前から話題になっております空き家の問題というのは全国的に大きくなっておりまして、その元凶になっているのが法律的な評価の仕方の問題があるわけでありまして。古い空き家でも建っていれば固定資産税が非常に安い状態のままで据え置かれる。この解消に向けて政府与党においても検討に入っている状況のようです。

今後、審査要件がなくても、町の固定資産税の状況なり、あるいは他の税の状況、社会的な問題に関わる固定資産税との関連について、いろいろな話題を交換していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

(3) 委員長の選出

成田説明員 委員長の選出について如何いたしましょうか。

富樫委員 われわれは新任なので、再任の佐藤さんをお願いしたいと思います。

佐藤委員 これまで多方面で活躍してこられた松浦さんがいいと思います。

松浦委員 私も固定資産については1年生なので、佐藤さんをお願いしたいです。

成田説明員 (固定資産評価審査委員会委員の) 経験から佐藤さんをお願いしたいと思っておりますが、如何でしょうか。

佐藤委員 了承
佐藤委員が委員長に選出

(4) 職務代理者の指名

成田説明員 委員長から職務代理者の指名をお願いします。

佐藤委員長 事務局案はありますか。

佐藤説明員 先ほど委員長の推薦において、佐藤委員から指名されました松浦さんをお願いしてはいかがでしょうか。

松浦委員 了承
松浦委員が職務代理者に選出

成田説明員 それでは、委員長から挨拶をお願いいたします。

委員長挨拶

佐藤委員長 これまで幸いと申しますか、固定資産評価審査委員会に取り上げるこの問題にならないで処理されてきました。私も専門的な知識は乏しいわけですが、皆さんから推された以上、一生懸命やってみりたいと思います。何分不慣れではございますけれども、よろしくご協力のほどお願いいたします。

2 報 告

成田説明員 続きまして、2の報告に移りたいと思います。

なお、報告の前に、新たに委員になられた方もいらっしゃると思います。一度審査申出についてのビデオをご覧くださいと思います。

— ビデオ上映 —

引き続き資料に基づき説明

佐藤説明員 「別紙第2次アクションプラン」について説明

成田説明員 何かご質問等はございますか。

佐藤委員長 固定資産の評価は、総務大臣が定めた評価基準に基づいて行われているということですが、先ほどのビデオを見せていただいて、かなり細かく評価されていたようですが、町の担当の方々は資料ですぐに分かるようになっているのですか。

成田説明員 (総務大臣が定めた) 評価基準に基づいて、町で補正していくわけですので、町の担当はどういう理由でこうなったかということは分かります。

佐藤説明員 もし審査の申出があれば、事務局サイドでどのような計算式でその金額になったか、ということをお委員の皆さんに説明するわけです。委員の皆さんは、それに間違いがないのかということをおプロセスも含めて審査していただくことになります。

松浦委員 固定資産税償却資産課税状況の区分に「船舶」とありますが、固定資産税とみなすのは船の大きさによるものでしょうか。

- 成田説明員 償却資産については、事業用として使用しているものに対し課税されま
す。
- 松浦委員 釣り船を持って営業している場合、港など停泊させている場所において
課税が生じるのですか。
- 長南説明員 主に、もの（資産）がある場所になります。事業で実際に使用されてい
る場所（市町村）で課税されるため、所有者の住所と課税する市町村が異な
ることがあります。
- 樋渡書記 「問合せ、苦情一覧」で「固定資産の通知が来ない」という問合せが短
期間に2件ありますが、免税点未満となり課税されなくなった方に課税さ
れない旨の通知はできますか。
- 成田説明員 通知を出すことは可能です。
- 富樫委員 課税されない場合は「課税されませんでした」と通知をした方が親切だ
と思います。町県民税については、今年は課税されないとありました。
- 佐藤委員長 「問合せ、苦情一覧」の件数が、去年と一昨年は45・6件ほどありまし
たが、平成26年は12件ということで、やけに少なくなりましたが、これはど
う理解したほうがよいのでしょうか。
- 成田説明員 評価替えの2年後ということもあり問合せ総数は少なくなっておりま
す。また去年は、評価に関する以外の問合せについても記載していましたが、
評価審査委員会に報告する必要がないものは省略しました。
- 富樫委員 空き家の関係ですが、住宅地については軽減措置が適用されますが、か
なり壊れていても、あくまで登記上住宅となっていれば軽減措置が適用さ
れるのですか。
- 成田説明員 現地を確認しての判断となります。
- 富樫委員 壊せば税金が高くなるから壊せない、いつまでもそんな状態が続くと思
います。なるべく取り壊していただくということに導くのが一つの方法だ
と思うのですけれど。
- 佐藤説明員 取り壊しのために補助金を出している自治体もあります。相続放棄の物
件など差し押さえもできないケースもあります。
- 富樫委員 放置空き家に対して指導はしていますか。
- 佐藤説明員 条例（庄内町空き家等の適正管理に関する条例）も作って、苦情が入
たものについては現地調査をしたうえで書面での指導はしております。
- 樋渡書記 それによって何件かは対応していただきました。これは全国的な話であ
って、国が税の不公平さを含めて法律を変えないと解決にならないと思
います。
- 佐藤説明員 山形県は全国的に比べれば空き家率は低い方のようなようです。逆に都市部
のほうが多くなっており、高齢化が進んでいて相続する人がいなくなっ
てきています。
- 樋渡書記 自治体というか町は、町民の生命と財産を守らなければならないとい
うのがありますので、不安な状況が続くようであれば、行政が入ってい
かないといけないのでしょうか。

佐藤委員長 解体費用も高騰していますし、解体資金が準備できない方も多いと思います。

佐藤説明員 空き家物件の所有者が町外在住の場合も多く、対応が難しくなっています。

樋渡書記 行政代執行を行い、費用を本人に請求することもできますが、払えない場合は町負担となり、不公平感が出ることとなります。

佐藤委員長 その他「26年度 問合せ、苦情 一覧」について意見はありませんか。
(本町で) 評価審査委員会で納得できなくて、裁判になったケースはありますか。

成田説明員 裁判になったケースはありません。

3 その他 (特になし)

4 閉 会

成田説明員 これをもちまして、平成26年度第2回固定資産評価審査委員会を閉会します。